

国際郵便物による植物類の輸入と検査対応について

海外から郵便物として輸入される植物類も植物防疫法に基づく検査が必要である。

国際郵便物は、通関手続を行う全国 6 か所の国際郵便交換局と呼ばれる郵便局に到着し、植物類が入っていることが確認された場合には、植物防疫官が郵便局職員立会いのもとで開封検査を行っている。

国際郵便物により日本に送付される植物類は、種子・苗木類といった栽培に用いられるものから、穀類・豆類、香辛料、薬用植物などの消費材まで様々である。また、これらは、個人あてに送付されるものも多く、商品見本や学術資料等のように少量で多品目であることが特徴である。

これらの検査方法は、貨物として輸入される植物類と同じであるが、特に航空郵便は、求められる流通のスピードが速いことから、その障害にならないよう迅速かつ的確な検査が要求される。

近年、北米や欧州などから国際郵便物による草花や野菜の種子、苗類等の輸入が特に多くなっており、中には、重要病害虫を対象とした精密検査を必要とし、検査に時間を要する場合がある。また、輸出国や植物によっては、輸出国政府に対して、対象病害虫について栽培地検査や輸出前の遺伝子診断を義務づけているものがある。こうした場合には、輸出国政府発行の植物検疫証明書 (Phytosanitary Certificate) に、これらの検査を実施し、対象病害虫に侵されてい

ないことを確認した旨が記載されている必要があるため、輸入にあたっては注意が必要である。

国際郵便局での植物検疫に合格したものは、その外装等に、検査に合格した旨の証印 (合格証印) が押印され、「植物検疫」と書かれたテープ等により封がされた後に配達されるので、受け取り時には、必ず合格証印の有無について確認していただきたい (図 1)。もし、合格証印が押印されていない、もしくは、輸出国政府が発行する植物検疫証明書が同封されたままであるなどの場合は、植物防疫所の検査を受けていない可能性があるため、速やかに最寄りの植物防疫所に連絡し、輸入検査を受ける必要がある (図 2)。

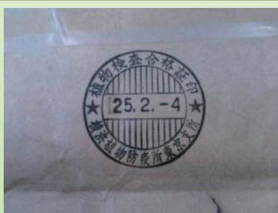
なお、試験研究機関が研究用に輸入する場合も対象となるので、注意が必要である。

国際郵便物で植物類を輸入する際の主な留意点は以下のとおりである。

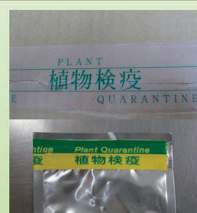
- ① 輸入にあたっての植物検疫条件を、予め植物防疫所に確認する。
- ② 発送人に小包郵便物又は小形包装物での発送を依頼する (信書郵便物への同封は不可)。
- ③ 発送人に郵便物の外装やラベル等に「植物在中」「LIVE PLANT」など植物類が入っていることが判るような表示をするよう依頼する。
- ④ 植物類を国際郵便物で受け取った際には、合格証印の有無等、植物防疫所の検査を受けているかを十分確認する。

国際郵便物到着時の受検確認ポイント①

輸入検査で合格した郵便物の外装等には、「合格証印」の押印や「植物検疫テープ」により封がされています。



合格証印
(植物防疫法施行規則第七号様式)



植物検疫テープ

証印等がない場合は、植物防疫所へご連絡ください。未検査である可能性があります。

図 1 証印等の確認

国際郵便物到着時の受検確認ポイント②

植物検疫を受けた郵便物には、輸出国が発行した植物検疫証明書 (Phytosanitary Certificate) は入っていません。
(植物検疫証明書は検査時に植物防疫官が回収します)



植物検疫証明書 (米国)

- 様式は国ごとに異なります
- オリジナルの特徴 (一部例外あり)
 - ・「original」と記載がある。
(複写すると「COPY」と出ることが多い)
 - ・輸出国政府機関責任者の直筆署名や証印等がある。
 - ・紙質が比較的良好なものが多い

植物検疫証明書の原本が入っていた場合は、植物防疫所へご連絡ください。未検査の可能性もあります。

図 2 植物検疫証明書